

令和5年10月2日

お客様各位

丸八信用組合

新しい団体信用生命保険の取扱開始のお知らせ

令和5年10月2日から新しい団体信用生命保険の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 団体信用生命保険の種類と住宅ローン金利

- (1) 一般団信（お借入金利に上乗せなし）
- (2) がん団信（お借入金利に年0.10%上乗せ）
- (3) 3大疾病団信（お借入金利に年0.15%上乗せ）
- (4) トータルサポート団信（お借入金利に年0.10%上乗せ）
- (5) 3大トータルサポート団信（お借入金利に年0.15%上乗せ）

2. ご利用年齢

融資実行時の年齢が満18歳以上50歳未満の方がご利用できます。

3. 保障の種類と保障の内容

		死亡保障	高度障害保障	リビング・ニーズ(※1)	がん保障	3大疾病保障	就業不能保障
①	一般団信	○	○	○			
②	がん団信	○	○	○	○		
③	3大疾病団信	○	○	○		○(※2)	
④	トータルサポート団信	○	○	○			○(※3)
⑤	3大トータルサポート団信	○	○	○		○(※2)	○(※3)
※1	リビング・ニーズとは、余命が6ヶ月以内と判断されるときです。						
※2	3大疾病保障で支払われる保険金には「がん」「急性心筋こうそく」「脳卒中」が含まれます。						
※3	就業不能保障で支払われる保険金には「就業不能給付金」「長期就業不能保険金」の両方が含まれます。						

「がん団信」の概要



団体信用生命保険による死亡・高度障害保障に加え、悪性新生物(がん)と診断確定された場合、ローン返済に充当される団体信用生命保険です。

団体信用生命保険

死亡・所定の高度障害状態に該当された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。

安心を



プラス

がん保障特約 リビング・ニーズ特約

悪性新生物(がん)と診断確定された場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ債務の返済に充当されます。また、がん以外の要因により余命が6ヵ月以内と判断されるときもローン残高相当額が保険金として支払われ返済に充当されます。

※保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときはお支払い対象となりません。
※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、保険金のお支払い対象とはなりません。
※死亡保険金・リビング・ニーズ特約保険金、高度障害保険金、およびがん保険金は、重複しては支払われません。
いずれかの保険金のお支払事由に該当されたときには、この保険から脱退となります。

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をご利用いただけるお客様

※取扱金融機関の住宅ローンをご契約の方で、お申込時とご融資時の年齢が満18歳以上の方(加入年齢・償還年齢の上限は、取扱金融機関により異なりますので取扱金融機関へお問い合わせください。)
※事務幹事保険会社をご加入を承諾した方。

対象住宅ローン



住宅用土地の購入、住宅の新築・購入・増改築資金、住宅ローンの借換え。全国保証株式会社保証付住宅ローンでご利用いただけます。

お手続き方法



全国保証株式会社保証付住宅ローンの申込手続きまでに「申込書兼告知書」をご提出ください。
借入金額(保険金額)が通算して5,000万円を超える場合には所定の「専用診断書」をご提出いただくことや、告知の内容によっては医師の診断書等を追加でご提出いただくことがあります。

安心のサポート



死亡・高度障害の保障に加え、「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき、余命6ヵ月以内と判断されるとき、住宅ローン残高相当額が、ローン返済のために支払われます。

ご注意

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」、「注意喚起情報」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命のご説明」を必ずご確認ください。

がん団信

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付
団体信用生命保険

住宅ローン



詳しくはこちらの
二次元コードから専用サイト
へジャンプ!!

悪性新生物(がん)と診断されたら 住宅ローン残高が

0円に



取扱金融機関

 全国保証株式会社

for your dream and happiness

がんにかかると、

これまで通りに働くことができなくなることもあります。

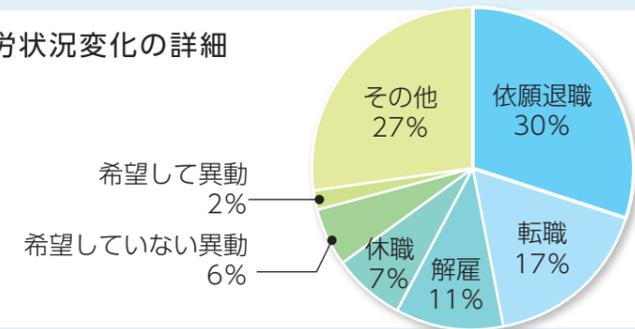
半数以上の方が就労状況に変化があり、「依願退職」や「転職」を申し出るケースが多く、中には「解雇」のケースもあります。治療と仕事の両立が困難であることが現状であり、住宅ローンの返済にも影響を及ぼすことが推測されます。

■がんにかかった後の就労状況の変化

罹患前と変わらない 47%

変わった 53%

■就労状況変化の詳細



厚生労働省労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会「第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会(2012年3月12日)」資料より

「万一の備え」に、お客様に住宅ローンご返済の安心をお届けします。

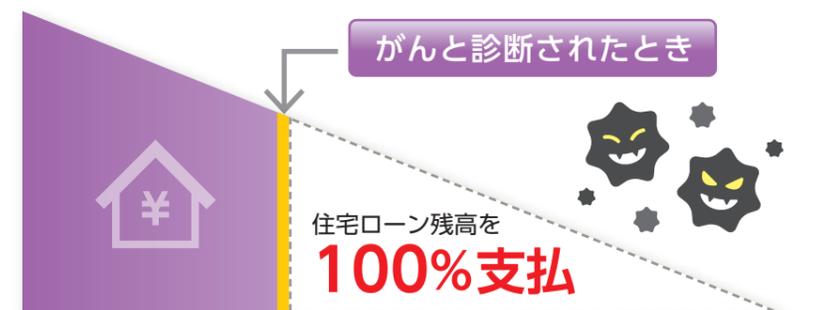
POINT 01

死亡または高度障害のとき、
住宅ローン残高が 0 円に



POINT 02

悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、
住宅ローン残高が 0 円に



POINT 03

悪性新生物（がん）以外でも
余命6ヵ月以内と判断されるとき
住宅ローン残高が 0 円に



みんなの健活サービス がん団信パッケージ（無料相談サービス）のご案内

24時間健康・医療相談

例えばこんな時に…

- 夜中に子どもが泣きやまない。どうしよう。
- 6ヵ月も医者に通っているが、なかなかよくなる。

健康に関する不安や心配なことを、
24時間・年中無休のフリーダイヤルで
ご相談いただけます。

メンタルヘルス相談

例えばこんな時に…

- 毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。
- 最近疲れやすい。医者に診てもらったがどこにも異常はないと言われた。

電話または面談にて臨床心理士等の
専門家がカウンセリングを行います。
(電話相談は無料。面談相談は年間5回まで無料で、6回目から
10,000円程度かかります。)

セカンドオピニオン

○セカンドオピニオン

例えばこんな時に…

- 現在の治療方針に不安がある
- ほかの治療法がないのか知りたい
- セカンドオピニオンを取る必要があるかまず専門家に相談したい

より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や、今後の治療方針・方法などについての意見を聞くことができます。一定の条件が満たされる場合には各専門分野の医師が在籍する医療機関での受診を手配・紹介します。

○糖尿病相談・専門医紹介サービス

例えばこんな時に…

- 健康診断の結果、血糖値の数値が高い
- 血糖コントロールがうまくできない
- 糖尿病と診断されてしまったが、治療方法が不安…

糖尿病の早期治療・重症化防止のお手伝いをいたします。
優秀糖尿病臨床医の紹介、専門医療機関を案内いたします。

※本サービスの利用者はがん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入している方およびその健康保険における被扶養者です。
※サービス利用にあたっては、ご加入時に配布する「みんなの健活サービス がん団信パッケージ利用者規約」を必ずご一読ください。また、お電話いただいた際は、同規約に同意いただいているものとさせていただきます。
※当該資料に記載のサービスは、資料作成時点のものであり、今後内容が変更となる可能性があります。

3大疾病団信の概要				
特徴	この保険は、全国保証株式会社(以下、「全国保証」といいます)を保険契約者および保険金受取人とし、金融機関から融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である全国保証に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。			
保険金等名称	死亡保険金	高度障害保険金	リビング・ニーズ特約保険金	3大疾病保険金
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険には、他のお借入も含め、被保険者一人あたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険(特約付の団体信用生命保険を含む)にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。			
保険金が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。)	○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。)		○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)	
	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき		○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者ご本人がその事実を知っているといないにかかわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。)	
保障開始日	融資実行日(借換え融資の場合は、借換え日)または事務幹事保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。			
これらの契約からの脱退	○融資を受けた金融機関の債務者でなくなったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき		○融資について期限の利益を失ったとき ○所定の年齢に達したとき	
(備考)	<p>*1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>*2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p> <p>*3 「病院または診療所において所定の手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「所定の手術」の詳細につきましては、別資料「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。</p> <p>*4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。</p>			
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険			
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事保険会社:明治安田生命保険相互会社)			

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

3大疾病団信

<3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険>



詳しくはこちらの二次元コードから専用サイトへジャンプ!!

万一の時、3大疾病になってしまった時、
住宅ローン残高が

0円

死亡・高度障害

余命6カ月以内と判断

悪性新生物(がん)

急性心筋こうそく

脳卒中

1 ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、事務幹事保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にはご加入いただけません。

●がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方

②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が通算で5,000万円を超える場合には、事務幹事保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

取扱金融機関

全国保証株式会社

for your dream and happiness

2 特徴

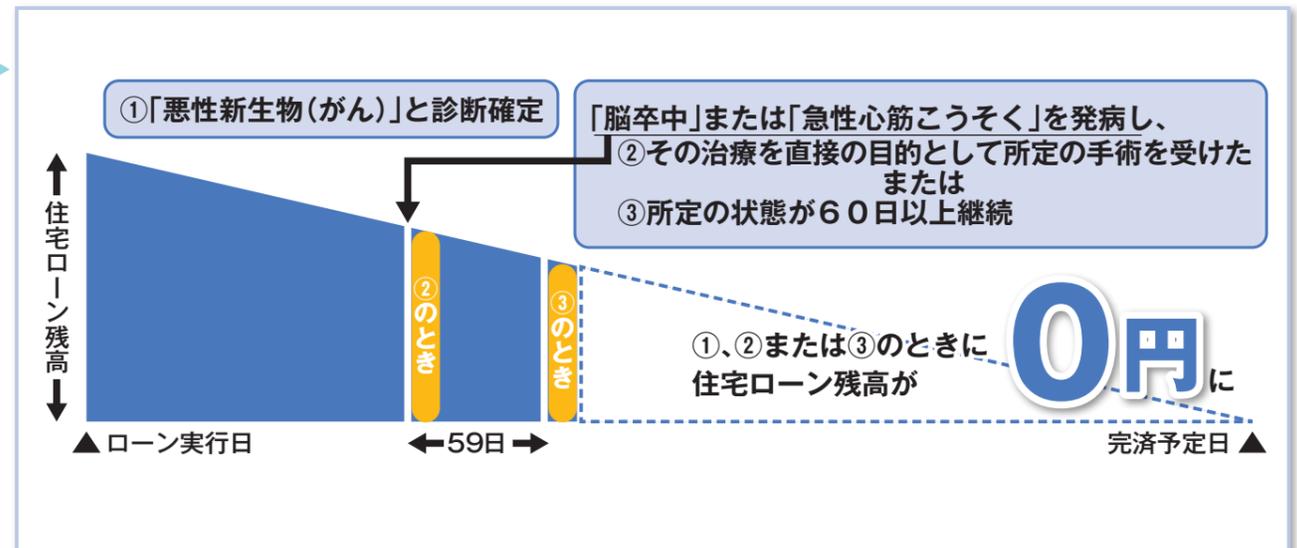
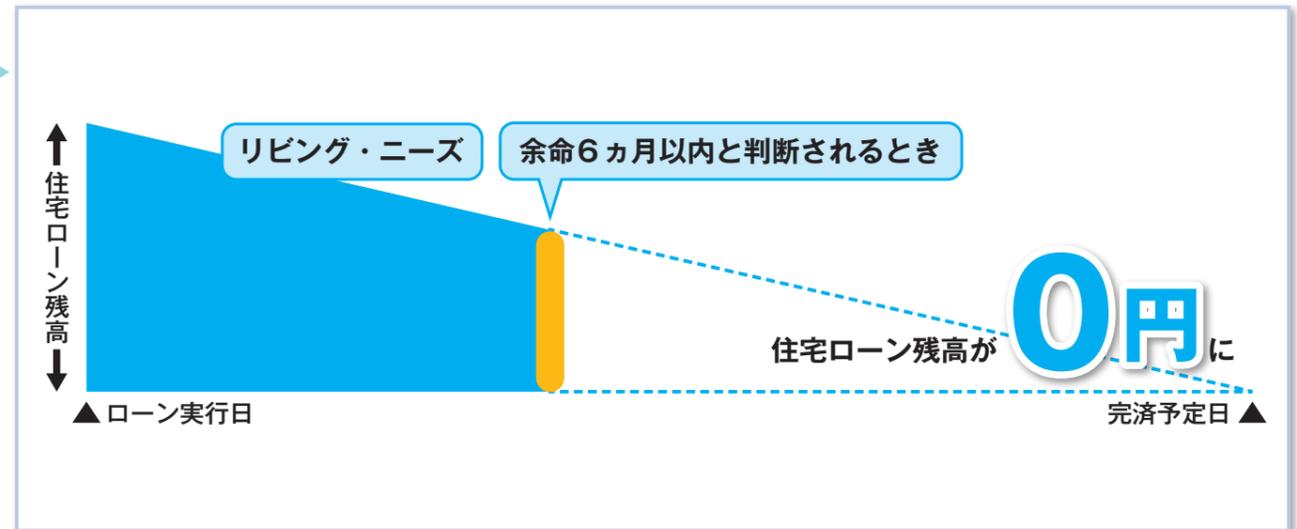
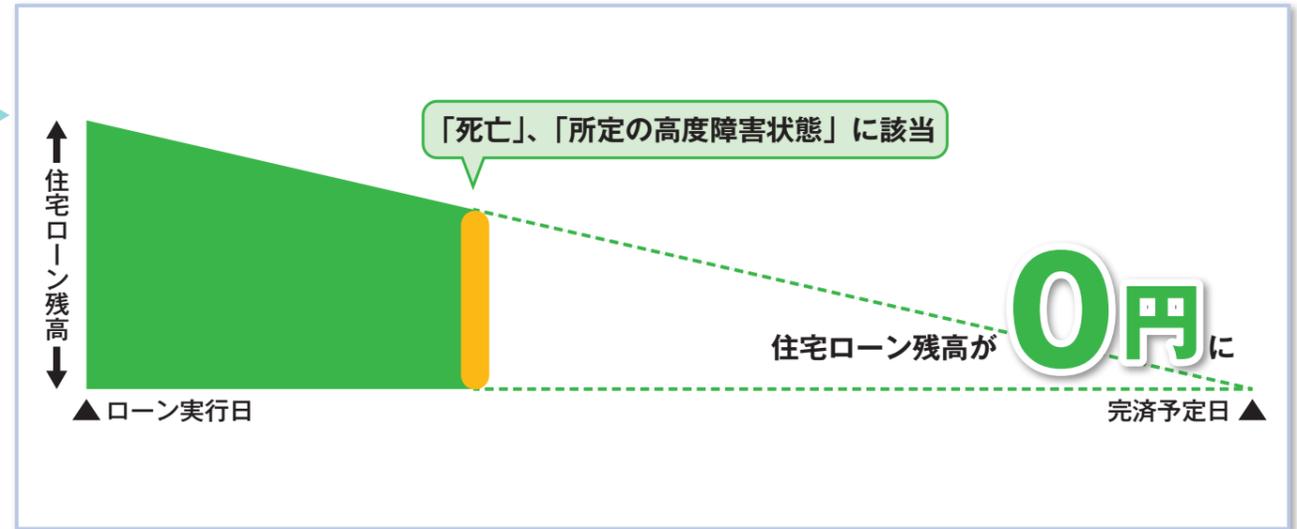
ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当チラシの4頁をご参照ください)

死亡	死亡されたとき
高度障害	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき (*1)
リビング・ニーズ	余命6ヵ月以内と判断されるとき
3大疾病	がん 所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (*2)
	脳卒中 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*3) または ②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*4)
	急性心筋こうそく 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*3) または ②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*4)

住宅ローン残高を保障し完済

3 お支払いのイメージ

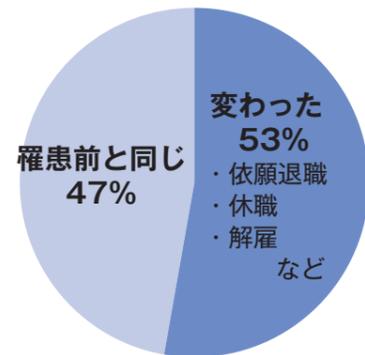
お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



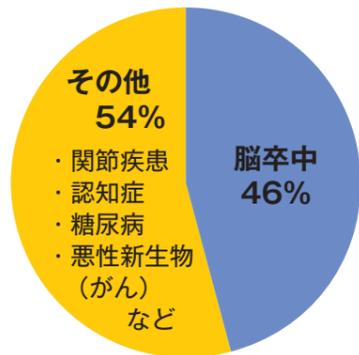
万への備え (死亡・高度障害)

3大疾病への備え

がん罹患後の勤務先での就労状況



介護が必要となった主な原因 (40~64歳)



出典：厚生労働省 労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会
「第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会 (2012年3月12日)」資料より

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

正式名称	団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
引受保険会社	団体信用就業不能保障保険：富国生命保険相互会社 リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険：複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：富国生命保険相互会社)
保険契約者	全国保証株式会社
加入時年齢	申込時および融資実行時の年齢が満 18 歳以上満 50 歳未満
加入条件	
完済時年齢	満 80 歳未満
加入限度額	1 億円 (保障累計額)
告知書の有効期間	申込日 (告知日) から 1 年以内

ご加入に際して特にご注意いただきたい事項

- 告知日現在、病気やけがにより休職中、休業中の方は団体信用就業不能保障保険にはご加入できません。(団体信用生命保険契約は査定によりご加入の可能性はあります。)
- 被保険者となられる方には健康状態などについて告知していただく義務があります。ご加入にあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなど、事務幹事会社である富国生命保険相互会社が「申込書兼告知書」でおたずねする事項について、被保険者となられる方ご本人が、事実をありのままに正確に告知してください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から 2 年以内であれば告知義務違反として契約が解除される場合があります。
- 被保険者となられる方の現在または過去の健康状態などによっては、ご加入をお断りすることがあります。
- 借換融資の場合は以下の事項にご留意ください。
 - 借換前の保障は終了し、あらためて保険契約にご加入いただくので、借換前の契約からの継続的な保障はいたしません。
 - 新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。
 - 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除となり、保険金や給付金のお支払いができない場合があります。

団体信用生命保険契約に関する連絡先

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、**まずは金融機関などにお問合わせください**。ご加入に際しての「告知方法」に関してご不明な点がある場合は、以下の団体信用生命保険専用電話番号へご連絡ください。

団体信用生命保険
専用電話番号

富国生命保険相互会社
団体信用グループ

0476-47-5378
平日 9:00~17:00 (12/30~1/3 を除く)

※この連絡先は、団体信用生命保険専用窓口です。他の保険商品に関するご照会には対応できませんのでご了承ください。
また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種お手続きにつきましては金融機関へお問合わせください。

住宅ローンをご利用のお客さまへ

トータルサポート団信

正式名称：団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

死亡または高度障害になったら (死亡保険金・高度障害保険金)

余命 6 ヶ月以内と判断されたら※ (リビング・ニーズ特約保険金)

※余命の判断は、医師の診断にもとづき生命保険会社が行います。

所定の就業不能状態が 1 年を超えて継続したら (長期就業不能保険金)



■ 働くことができなくなるリスクを幅広く保障

■ 長期の入院や在宅療養も保障

■ ケガや病気などの原因を問わず保障

※精神障害、薬物依存、妊娠・出産など、お支払いの対象とならない場合があります。

住宅ローン残高が

0円!

就業不能状態が継続する
期間のローン返済額が

所定の就業不能状態が 3 ヶ月を超えて継続し
以降就業不能状態が継続したら (就業不能給付金)

0円!



詳しくはこちらの
二次元コードから
専用サイトへジャンプ!!



この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「ご契約内容 (契約概要)」、「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」、「申込書兼告知書のご記入にあたってご確認いただきたい事項」、「ご留意いただきたい事項」「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

(お問い合わせ先金融機関)

トータルサポート団信のポイント

団体信用生命保険ってなに？

家を購入する時に、住宅ローンを組もうとすると、「団体信用生命保険」という保険に出会います



疑問
どうして
必要なんだろう？
どのようなしくみ？
保障の内容は？



マイホームの購入は、人生でもっとも大きな買い物のひとつです。その際に利用する住宅ローンの返済は、何十年も続きます。返済途中でもしものことが起きたら、残りの住宅ローンはどうすれば良いのでしょうか？返済ができない場合、マイホームはどうなってしまうのでしょうか？

これを解決してくれるのが、団体信用生命保険です

大切なマイホームを守ってくれるのが団体信用生命保険、通称「団信」です。団体信用生命保険は、住宅ローンを利用されている方が、返済途中でお亡くなりになったり、高度障害状態等になった場合に、ご本人に代わって生命保険会社が住宅ローンの残高を支払ってくれる、というものです。

団体信用生命保険

商品の特長



保険金額は
債務残高に応じて
定まります



団体信用生命保険とは、住宅ローンなどを借り入れられた方について、その債務の返済期間中に支払事由に該当された場合に、保険金をもって債務の弁済（債権の回収）を行うため、金融機関などの債権者または金融機関などから融資を受けられた方の債務を保証する保証会社を契約者として運営する団体保険商品です。また、保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて逓減します。

保障内容

- ◎死亡保険金
- ◎リビング・ニーズ特約保険金
- ◎高度障害保険金

被保険者が死亡した場合に、住宅ローン残高が支払われます。
余命6ヵ月以内と判断される場合に住宅ローン残高が支払われます。
被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

もし、ケガや病気で働けなくなったら…
長期の入院や在宅療養も保障
所定の就業不能状態が一定期間継続した場合、給付金や保険金でローン返済をサポート



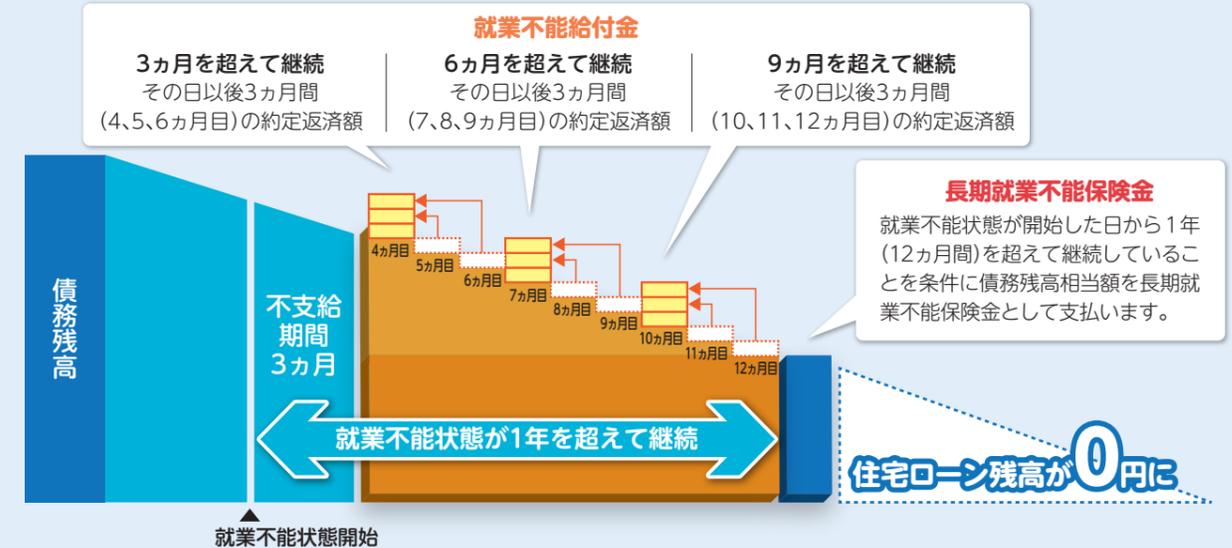
ケガや病気などの原因を問わず、働くことができなくなるリスクの備えができます

※精神障害、薬物依存、妊娠・出産など、お支払いの対象とならない場合があります。

団体信用就業不能保障保険

商品の特長

イメージ図



保障内容

◎就業不能給付金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して3ヵ月、6ヵ月、9ヵ月を超えて継続した場合、超えるごとにその後3ヵ月間の約定返済相当額（ボーナス時返済がある場合、その返済額を含む。）が支払われます。

◎長期就業不能保険金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して12ヵ月を超えて継続した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

所定の就業不能状態について

「所定の就業不能状態」とは、以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態をいいます。

入院

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること
※上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- ①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
 - ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
- 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等（病院および診療所以外の場所をいいます。）で治療、養生に専念することをいいます。

3大トータルサポート団信の概要					
特徴	この2つの保険は、全国保証株式会社(以下、「全国保証」といいます)を保険契約者および保険金等受取人とし、金融機関から融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である全国保証に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。				
保険金等名称	死亡保険金	高度障害保険金	リビング・ニーズ特約保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金 就業不能給付金
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険には、他のお借入も含め、被保険者一人あたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険(特約付の団体信用生命保険を含む)にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。			給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。	
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。)				
	○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)				
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき		○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者ご本人がその事実を知っているといないにかかわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。)		○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存」をご参照ください。
	保障開始日 融資実行日(借換え融資の場合は、借換え日)または事務幹事保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約からの脱退	○融資を受けた金融機関の債務者がなくなったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき		○融資について期限の利益を失ったとき ○所定の年齢に達したとき		
(備考)					
*1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの					
*2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等のお支払いについて」および「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等のお支払いについて」をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。					
*3 「病院または診療所において所定の手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「所定の手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等のお支払いについて」および「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等のお支払いについて」をご参照ください。					
*4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等のお支払いについて」および「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等のお支払いについて」をご参照ください。					
*5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3. 保険金等のお支払いについて」および「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存」をご参照ください。					
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事保険会社:明治安田生命保険相互会社)			明治安田生命保険相互会社	

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

3大トータルサポート団信

<団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険>



詳しくはこちらの二次元コードから専用サイトへジャンプ!!

働けなくなった時の住宅ローン残高を保障します。

病気※やケガを保障できます。

ケガ

病気※

悪性新生物(がん)

急性心筋こうそく

余命6ヵ月以内と判断

死亡・高度障害

脳卒中

*精神障害など、一部保障の対象外となる場合があります。

1 ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、事務幹事保険会社にご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にはご加入いただけません。

- がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- 告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が通算で5,000万円を超える場合には、事務幹事保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

取扱金融機関

全国保証株式会社

for your dream and happiness

2 特徴

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当チラシの4頁をご参照ください)

住宅ローン残高を保障し完済

死亡 死亡されたとき

高度障害 保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき (*1)

リビング・ニーズ 余命6ヵ月以内と判断されるとき

3大疾病

- がん** 所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (*2)
- 脳卒中** 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
 - ①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*3)
 - または
 - ②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*4)
- 急性心筋こうそく** 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
 - ①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*3)
 - または
 - ②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*4)

ケガや病気 保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態 (*5) となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき

就業不能状態の継続期間4~12ヵ月
毎月の返済額を保障

就業不能状態が12ヵ月を超えたら

3 お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

「死亡」、「所定の高度障害状態」に該当
住宅ローン残高が0円に

リビング・ニーズ 余命6ヵ月以内と判断されるとき
住宅ローン残高が0円に

①「悪性新生物(がん)」と診断確定 **②「脳卒中」または「急性心筋こうそく」を発病し、その治療を直接の目的として所定の手術を受けた** **③所定の状態が60日以上継続**
住宅ローン残高が0円に

①所定の就業不能状態に該当 **②毎月の住宅ローン約定返済額を4ヵ月目から最長12ヵ月目まで保障** **③所定の就業不能状態が1年超継続**
住宅ローン残高が0円に

万への備え (死亡・高度障害)

3大疾病への備え

ケガや病気への備え

がん罹患後の勤務先での就労状況

変わった 53%
・ 依願退職
・ 休職
・ 解雇
など

罹患前と同じ 47%

介護が必要となった主な原因 (40~64歳)

脳卒中 46%
その他 54%
・ 関節疾患
・ 認知症
・ 糖尿病
・ 悪性新生物(がん)
など

傷病手当金の受給日数の分布

90日以下 46%
181日以上 37%
91~180日 17%

出典：厚生労働省 労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会 [第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会 (2012年3月12日)] 資料より

出典：厚生労働省 「国民生活基礎調査」 (令和元年)

出典：全国健康保険協会 「2020年 現金給付受給者状況調査報告書」

「所定の就業不能状態」について (*5)

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

「入院」	「在宅療養」
<p>「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること</p> <p>➢上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。</p> <p>①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所</p> <p>②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設</p> <p>➢上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>	<p>以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること</p> <p>①身のまわりのある程度のことではできず、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの</p> <p>②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの</p> <p>➢上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。</p>